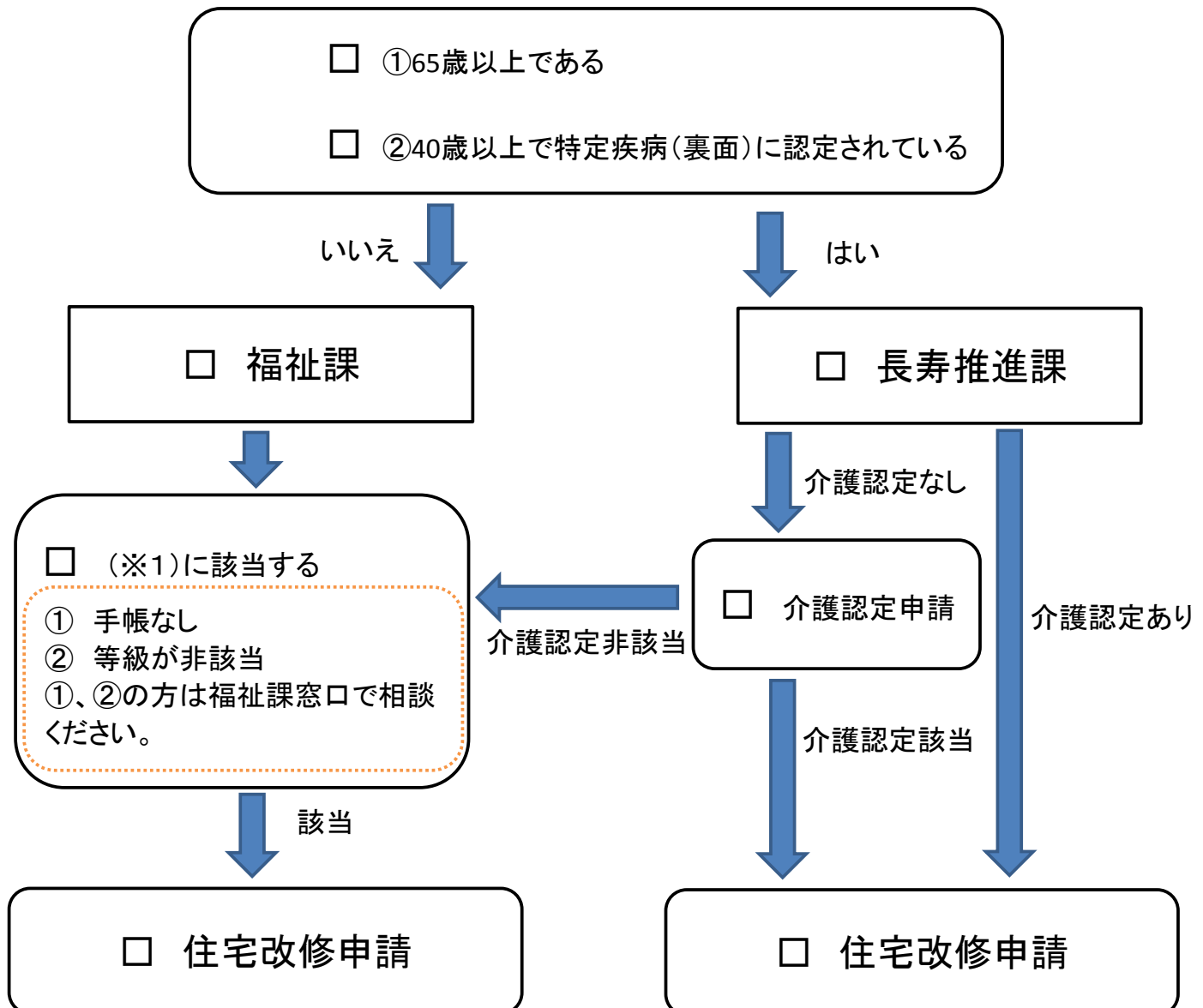


住宅改修等における申請場所について

申請できる方の条件

福 祉 課 Tel0537-21-1139	長 寿 推 進 課 Tel0537-21-1196
(※1) 身体障害者手帳の等級が下肢、体幹機能障害1～3級及び視覚障害1、2級に該当する方 (特殊便器への取替をする場合は上肢障害1、2級の者に限る。) ●着工済の場合、補助は受けられませんので御注意ください。 ●申請する場合は必ず事前申請が必要です。	65歳以上又は40歳以上で特定疾病(裏面参照)に認定されている方で介護度が要支援1、2及び要介護1～5に該当する方 ●介護認定が非該当の場合、全額自己負担となりますので御注意ください。 ●介護認定申請中でも申請は可能です。



特定疾病 とは

加齢と関係がある疾病、要介護状態になるおそれが高い疾病で、16疾病が指定されています。

- 1 がん
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症
- 4 後縦靭帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗しょう症
- 6 初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病<<パーキンソン病関連疾患>>
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症(ウェルナー症候群)
- 11 多系統萎縮症
- 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患(脳梗塞、脳出血等)
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎等)
- 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

福祉課、長寿推進課以外にも住宅改修の補助が受けられる制度があります。

掛川市地域協働経済支援協議会（パートナーシップ買物券交付事業）

掛川商工会議所 TEL0537-22-5151

大東町商工会 TEL0537-72-2701

大須賀町商工会 TEL0537-48-2262

産業労働政策課 TEL0537-21-1125

※申請は必ず**事前申請**が必要です。

※申請時期予定（6月第1週の5日間ほど）